

第3回公認心理師カリキュラム等検討会
(平成29年4月13日)における主な意見(案)

【到達目標と大学及び大学院における必要な科目】

① 高齢者について

- 高齢者についての記載が大学科目⑫「障害者(児)心理学」に含まれているため、高齢者は発達心理学又は福祉心理学に含めるべきではないか。特に現在は高齢者を含めた生涯の心理発達だと考えていることから、発達心理学に含めるべきではないか。
- 障害を生じるという点で、高齢者と障害を切り離せないのではないか。
- 発達心理学に含めてよいのではないか。
- 高齢者に関して、到達目標10「脳・神経の働き」の10-4に認知症について記載すべきではないか。
- 高齢者が全て障害者というわけではない。
- 障害者ではないと主張する高齢者もいるが、そもそも障害に気づかないことが高齢者の問題ではないか。
- 高齢者については、発達心理学と認知症で分けて記載してはどうか。
- 高齢者には、障害の有無にかかわらず高齢者全般に関する福祉という考え方と、認知症などの障害という考え方がある。それを切り分けて、両方記載するべきではないか。
- 到達目標13-3「高齢者の心理社会的課題及び必要な支援について説明できる。」を「高齢障害者の～」などと修正し、17「福祉」には「高齢者の心理的課題」を、12「発達」にも高齢者について記載し、3か所に入れてもいい。
- 認知症は到達目標13-1の精神障害に含まれるため、あえて取り出すのであれば、「発達障害や認知障害を含む精神障害」などとしてはどうか。
- 「身体障害、知的障害及び精神障害(認知症)」は合わないのではないか。

② 虐待について

- 到達目標17「福祉に関する心理学」と、大学の科目⑯「福祉心理学」に含まれる事項に「虐待及びネグレクト」について記載するべきではないか。
- 到達目標17-3と大学科目⑯「福祉心理学」に「虐待に関係する心理社会的課題」などと記載してはどうか。
- 到達目標17-1「福祉現場において生じる問題及びその背景」は現在・将来に起こる問題に対しても対応できるように広い意味で捉えているため、虐待についても含まれるのではないか。
- WTに産業や児童相談所関係の人がいなかったため、虐待は入れるべきではないか。
- 到達目標16-4で災害時の心理支援について記載があるが、災害時も虐待もトラウマについて扱う。そこで、虐待を16「健康・医療に関する心理学」に「災害・虐待等」としてはどうか。

③ 司法について

- 到達目標 19「司法に関する心理学」を「司法・犯罪に関する心理学」に、19-2、23-4 の「司法分野」を「司法・犯罪分野」としてほしい。また、大学科目⑩「司法心理学（犯罪心理学を含む）」を「司法・犯罪心理学」とし、⑩1. の「家事事件」という記載は家庭裁判所固有のものであるため、「犯罪非行及び犯罪被害」の後に記載をしてほしい。
- 同意する。なお、到達目標における司法の注意書きは削除の上、⑩1. の家事事件を犯罪被害の後ろに入れ、「犯罪・非行及び犯罪被害、家事事件」としてはどうか。

④ 宗教について

- 到達目標 11-3「家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響について概説できる。」に、宗教も入れてはどうか。文化と使い分けてほしい。

⑤ 石隈構成員提出資料について

- 大学院科目⑧「家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践」を「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」に修正してはどうか。
- 大学院科目⑧-1「家族関係等集団の関係性に争点を当てた心理療法の理論と方法」を「家族関係等集団の関係性に争点を当てた心理支援の理論と方法」に修正してはどうか。
- 大学院科目⑧-3「その他の心理療法の理論と方法」を⑦に移動してはどうか。
- 大学科目⑭-6に「心の健康教育」を追加してはどうか。
- 心の健康教育は大学でも必要である。

⑥ 心理学研究法と統計法について

- ④「心理学研究法（統計法を含む）」を心理学研究法と統計法を別の科目にしてほしい。
- 科目数が増えてしまうため、「心理学研究法・統計法」としてはどうか。

【大学卒業者の実務経験】

- 実務経験と大学院における実習は質が異なる。実習では、実践を行い、それについて学習し、教育を受けることによって内容が積み上がる。現場で仕事をすればその能力が身に付くというものではなく、実務を行いながら教育を受けるのであれば大学院と同じ2年では足りないのではないか。
- 公認心理師も医師も基本的には職能資格であり、医学部の5年、6年に相当するという点で、2年が妥当ではないか。
- 大学院修士課程が2年だとすれば、差を付けるべきではないのではないか。
- 大学院の標準就学期間と、実務経験の期間との間に格差がある場合は大学院の実習、引き受ける学外の実習期間に混乱が生じるのではないか。

- 従来、大学院で心理職のための学習をする場合、大学院２年間で講義と実習を受けている。講義が大学に移れば、大学院の２年間は実習が中心になるため、実務経験期間を２年としても大学院と遜色はないのではないか。
- 国家試験の受験資格は、第７条第１号と第２号で平等にすべきではないか。
- 大学卒（無資格者）でも大学院卒（公認心理師資格取得者）でも、就職後の養成には同様のプログラムを用いると想定される。通常就職後の養成は２年程度必要であるため実務経験も２年で十分ではないか。
- 実務経験のプロセスを評価することを前提として、２～３年というのが現実的である。
- 国家試験の受験資格を与えるというだけであるため、２年以上でよいのではないか。
- 家庭裁判所調査官のように、独自に研修を行っているところもあるため、既存の研修プログラムを公認心理師プログラムとして認めるべきではないか。
- 地方公務員や福祉の現場では、OJTによる養成が中心であり、新たにプログラムを作るというよりも、プログラム実施可能な施設との連携について考えるべきではないか。

【受験資格の特例】

- 大学科目⑳「人体の構造と機能及び疾病」、㉑「精神疾患とその治療」は公認心理師の科目と考えられるので、㉑㉒も除外すべきではないか。
- 医療について知らない現場での共通言語が成り立たなくなる不安がある。㉑㉒は履修するようにすべきではないか。
- 医療は㉓「健康・医療心理学」で学んでいるのではないか。

以 上